

平成28年 7 月 8 日

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
説明のための出席者	4
職務のため出席した事務職員	5
開会・開議	6
議事日程について	6
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
副議長の選挙	8
諸報告	8
管理者提出議案の報告	10
管理者の挨拶	11
一般質問	13
議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
議案第19号、議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決	31
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	40
議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決	46
閉会	47

秩広組告示第14号

平成28年第2回（7月）秩父広域市町村圏組合議会定例会を、次のとおり招集する。

平成28年7月1日

秩父広域市町村圏組合
管理者 久喜邦康

1. 期 日 平成28年7月8日（金）午前10時
2. 場 所 秩父クリーンセンター3階大会議室

秩父広域市町村圏組合議会定例会議事日程

平成28年7月8日午前10時開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 会期の決定
- 第 4 副議長の選挙
- 第 5 諸報告
- 第 6 管理者提出議案の報告
- 第 7 一般質問
- 第 8 議案第18号 専決処分について
- 第 9 議案第19号及び議案第20号一括上程
 - 議案第19号 秩父斎場条例
 - 議案第20号 秩父広域市町村圏組合廃棄物処理施設条例及び秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第21号 新火葬場椅子・テーブル等備品の購入契約の締結について
- 第11 議案第22号 平成28年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）
- 第12 議案第23号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任について
- 第13 議案第24号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

(開会 午前10時00分)

出席議員 (15名)

1番	江田治雄	議員	2番	大久保進	議員
4番	木村隆彦	議員	5番	斎藤捷栄	議員
6番	高野宏	議員	7番	小櫃市郎	議員
8番	荒船功	議員	9番	内藤純夫	議員
10番	大野伸恵	議員	11番	若林光雄	議員
12番	四方田実	議員	13番	岩田務	議員
14番	大島瑠美子	議員	15番	神田武	議員
16番	小菅高信	議員			

欠席議員 (1名)

3番 新井重一郎 議員

説明のための出席者

久喜邦康	管理者
福島弘文	副管理者
富田能成	理事
石木戸道也	理事
大澤夕キ江	理事
森真太郎	事務局長
湯本則子	会計 管理者
坂本哲男	消防長
高野明生	水道局長
浅香貴雄	事務局兼 事務局長 会計課長
富田豊彦	専門員兼 管理課長
赤岩和彦	消防本部兼 次長 危機防災 管理監
吉岡康明	消防本部兼 次長 指令課長

加藤	猛		水道局長
森下	今朝八郎		業務課長
原島	健		秩父衛生センター 環境衛生一長
小林	幸一		総務課長
関河	幹男		警防課長
中山	朗		経営企画課長
大森	圭治		工務課長
町田	みどり		監査委員 書記

職務のため出席した事務職員

富田	豊彦		書記長
濱田	雅之		書記

午前10時00分 開会

○開会・開議

議長（小菅高信議員） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第2回秩父広域市町村圏組合議会7月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

議長（小菅高信議員） 議事日程は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○議席の指定

議長（小菅高信議員） まず、議席の指定を行います。

今回組合議会議員の辞職に伴い、新たに組合議会議員になりました江田治雄議員、大久保進議員、新井重一郎議員、木村隆彦議員、斎藤捷栄議員、高野宏議員、小櫃市郎議員、荒船功議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により、議長において指名いたします。

議席番号と氏名を書記に朗読いたさせます。

（濱田雅之書記登壇）

濱田雅之書記 朗読いたします。

1番	江田治雄議員	2番	大久保進議員
3番	新井重一郎議員	4番	木村隆彦議員
5番	斎藤捷栄議員	6番	高野宏議員
7番	小櫃市郎議員	8番	荒船功議員

以上です。

議長（小菅高信議員） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

それでは、新たに組合議員になりました方々にご挨拶をお願いいたします。

まず、1番、江田治雄議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

（1番 江田治雄議員登壇）

1番（江田治雄議員） 皆さん、おはようございます。秩父市選出の江田治雄です。どうぞよろしく
お願いします。（拍手）

議長（小菅高信議員） 続きまして、2番、大久保進議員、ご挨拶をお願いいたします。

（2番 大久保進議員登壇）

2番（大久保進議員） おはようございます。秩父市選出の大久保進でございます。どうぞよろしく
お願いします。（拍手）

議長（小菅高信議員） 続きまして、4番、木村隆彦議員、ご挨拶をお願いいたします。

（4番 木村隆彦議員登壇）

4番（木村隆彦議員） 皆さん、おはようございます。4番、秩父市議会から選出されております木村でございます。昨年に引き続き、どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

議長（小菅高信議員） 続きまして、5番、斎藤捷栄議員、ご挨拶をお願いいたします。

（5番 斎藤捷栄議員登壇）

5番（斎藤捷栄議員） おはようございます。秩父市議会選出の斎藤捷栄でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

議長（小菅高信議員） 続きまして、6番、高野宏議員、ご挨拶をお願いいたします。

（6番 高野 宏議員登壇）

6番（高野 宏議員） 皆さん、おはようございます。秩父市議会選出の高野宏でございます。また今年もよろしくをお願いいたします。（拍手）

議長（小菅高信議員） 続きまして、7番、小櫃市郎議員、ご挨拶をお願いいたします。

（7番 小櫃市郎議員登壇）

7番（小櫃市郎議員） 小櫃でございます。引き続きよろしくをお願いいたします。（拍手）

議長（小菅高信議員） 続きまして、8番、荒船功議員、ご挨拶をお願いいたします。

（8番 荒船 功議員登壇）

8番（荒船 功議員） 秩父市選出の荒船です。よろしく申し上げます。（拍手）

○会議録署名議員の指名

議長（小菅高信議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

9番 内 藤 純 夫 議員

10番 大 野 伸 恵 議員

11番 若 林 光 雄 議員

以上3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（小菅高信議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○副議長の選挙

議長（小菅高信議員） 次に、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。被選挙人の指名については、大島瑠美子議員において指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 異議なしと認めます。

よって、大島瑠美子議員において指名することに決しました。

それでは、14番、大島瑠美子議員、お願いいたします。

14番（大島瑠美子議員） ご指名をいただきました14番の大島瑠美子でございます。副議長に秩父市の高野宏議員を推薦いたします。議員各位のご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（小菅高信議員） ただいま大島瑠美子議員において指名をいたしました高野宏議員を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました高野宏議員が副議長に当選されました。

当選された高野宏議員が議場におりますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

6番、高野宏議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

（6番 高野 宏議員登壇）

6番（高野 宏議員） 皆さん、おはようございます。ただいま議長よりご指名いただきましたので、また引き続きまして副議長ということでお世話になります。小菅議長を補佐して、円滑なこの広域の議会が進められればと思いますので、皆さん、よろしくお願いいたします。（拍手）

○諸報告

議長（小菅高信議員） 次に、諸般の報告を行います。

議会閉会中に組合議会議員の辞職を許可いたしましたので、ご報告いたします。6月7日付秩父

市選出の浅海忠議員、大久保進議員、木村隆彦議員、落合芳樹議員、山中進議員、高野宏議員、小櫃市郎議員、荒船功議員においては、組合議会議員を辞職したい旨の申し出がありましたので、地方自治法126条ただし書きの規定により議長において許可をいたしましたので、ご報告をいたします。

次に、常任委員会委員の指名についてを報告いたします。秩父市から新たに選出されました8名の議員について、委員会条例第5条第2項の規定により閉会中に議長において

木村隆彦議員 高野宏議員 小櫃市郎議員
荒船功議員

を総務常任委員会委員に

江田治雄議員 大久保進議員 新井重一郎議員
斎藤捷栄議員

を厚生衛生常任委員会委員に指名により選任いたしましたので、ご報告をいたします。

なお、現在総務常任委員会の委員長、厚生衛生常任委員会の副委員長が欠員であります。次の休憩中にそれぞれ委員会を開催し、総務常任委員会においては委員長の互選を、また厚生衛生常任委員会においては副委員長を互選をいただき、その結果を各委員長から議長まで報告をお願いいたします。

休憩します。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時10分

議長（小菅高信議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務常任委員会においては委員長が互選され、厚生衛生常任委員会においては副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

総務常任委員会委員長 木村隆彦議員
厚生衛生常任委員会副委員長 大久保進議員
以上のとおりであります。

次に、管理者から継続費繰越計算書について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたら、ご了承願います。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告がありますので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

地方自治法121条の規定により監査委員に対して説明員として本議会への出席を求めておりまし

たが、監査委員から欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。

なお併せて、監査委員書記をもって説明を朗読させる旨の申し出がありましたので、この際監査委員書記に説明を求めます。

監査委員書記、町田みどりさん。

(町田みどり監査委員書記登壇)

町田みどり監査委員書記 本日、町田監査委員が所用で欠席されておりますので、代読にて監査委員書記より例月出納検査の結果についてご報告させていただきます。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、本年1月から5月の各末日現在において所定の検査を実施した結果、提出いたしました例月出納検査結果報告書のとおり、一般会計歳入歳出外現金及び水道事業会計の計数は関係帳簿等と符合しており、適正かつ合法に処理していることを確認いたしました。

なお、各会計等の収支状況は、別表に掲げるとおりでございます。

以上で報告を終わります。

議長（小菅高信議員） 以上で報告を終わります。

○管理者提出議案の報告

議長（小菅高信議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。

書記に朗読いたさせます。

(濱田雅之書記登壇)

濱田雅之書記 …… (朗読) ……

秩広管発第190号

平成28年7月8日

秩父広域市町村圏組合議会

議長 小菅高信様

秩父広域市町村圏組合

管理者 久喜邦康

組合議会付議議案について

本議会に付議する議案を、次のとおり提出します。

記

議案第18号 専決処分について

議案第19号 秩父斎場条例

議案第20号 秩父広域市町村圏組合廃棄物処理施設条例及び秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例の一部を改正する条例

議案第21号 新火葬場椅子・テーブル等備品の購入契約の締結について

議案第22号 平成28年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）

議案第23号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任について

議案第24号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任について

議長（小菅高信議員） ただいま報告いたしました議案は、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（小菅高信議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。

管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 広域議員の皆様、おはようございます。小菅議長からお許しをいただきましたので、一言管理者としてのご挨拶をさせていただきます。

本日ここに秩父広域市町村圏組合7月定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私とも大変お忙しい中をご出席いただき、まことにありがとうございます。

さて、このたび秩父市議会から選出いただき、新たに組合議会議員になられた皆様には、組合行政の推進に当たりまして、ご指導いただけますよう心からお願いをいたすものでございます。また、ただいま副議長に秩父市議会選出の高野宏議員が、また総務常任委員会委員長に木村隆彦議員が、厚生衛生常任委員会副委員長に大久保進議員が就任されました。皆様方の実績からも、それぞれの役職にふさわしい方にご就任いただいたと思っております。今後も組合議会の円滑な運営のためにご活躍いただけますようお願いをするものでございます。

さて、組合の4大事業として消防分署の統廃合に伴う分署庁舎の建設、これがまず1つ、そして2つ目が消防救急デジタル無線の整備、そして3つ目が秩父クリーンセンターの基幹的設備改良工事、そして4つ目の新火葬場建設を進めてまいりましたが、議員の皆様、理事の皆様のご理解とご協力のもとに、それぞれの事業を進めることができ、3つの事業が終了し、残すところあと新火葬場建設工事ということで、これも今順調に進んでおりまして、10月から新たに新しい火葬場で業務を開始することができる見込みとなりました。また、本年4月から組合の一事務として水道事業がスタートいたしました。大きな事故や問題もなく、順調に事業が進んでおります。蛇口をひねれば水が出るのは変わりありませんので、事業者が組合にかわったことを住民の方々から理解しづらいところもあるかもしれませんが、安全で安心して飲めるおいしい水の供給を引き続き続けてまいりたいと考えております。

なお、これに関しましては広報紙を今後発行する予定でもございます。

本年度は、当圏域の50年、100年の礎の年となるものでございます。広域議会、広域行政が担う

べき役割をこれからも発揮していただきたいと存じますので、議員各位におかれましては引き続きご協力を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日執行部がご提案いたします議案の概要説明に入らせていただきます。まず、本日7月定例会で審議いたします議案ですが、全部で7件でございます。

まず、議案第18号 専決処分について、これは地方自治法の規定により5月31日付で秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例及び秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分させていただきましたので、議会に報告し、承認を求めたいものでございます。

議案第19号 秩父斎場条例並びに議案第20号 秩父広域市町村圏組合廃棄物処理施設条例及び秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例の一部を改正する条例は、新しい斎場施設の運営管理を行うために秩父斎場条例の全部を改正するとともに、一般廃棄物焼却施設となる動物焼却施設を新火葬場に併設することから、関係する条例の一部を改正したいものでございます。

議案第21号は、新火葬場椅子・テーブル等備品の購入契約の締結についてで、プロポーザル方式により決定した新しい斎場施設で使用する椅子、テーブル等の備品購入契約につきまして、条例の規定により議会の議決を得たいものでございます。

議案第22号は、平成28年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）で、この補正予算は人件費等所要の補正を行いたいものでございます。

議案第23号の秩父広域市町村圏組合監査委員の選任につきましては、議会選出の監査委員の辞職に伴い委員が不在となっておりますので、その後任の委員を議会の同意を得て選任したいものでございます。

次の議案第24号 秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につきましては、委員の任期満了に伴い後任の委員を議会の同意を得て選任したいものでございます。

以上、議案の概要を申し上げましたが、詳細につきましてはこの後担当の局長から説明を行いますので、ご審議をいただき、ご可決、同意賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

さて最後に、8月5日に開幕するリオデジャネイロ・オリンピックに秩父市出身の塚越さくら選手が自転車競技のオムニウムでということと、長瀬町出身の新井涼平選手がやり投げで日本代表に選出されました。以前にもスケート、ホッケー、馬術といった種目で当圏域からオリンピックに出場している選手がいらっしゃいましたが、2人同時にというのはなかなかないことではないかと思えます。お二人には悔いの残らないよう自分の力を十分に発揮していただき、よい報告を聞かせていただくよう応援したいと考えておりますので、議員の皆様にもよろしく応援のほどをお願い申し上げます。

終わりに、梅雨明けにはもうしばらくかかりそうですが、議員の皆様にはご自愛いただき、ご健勝にて秩父圏域の振興と発展のためにご活躍いただきますよう心よりご祈念申し上げ、管理者の挨拶

捗といたします。本日の会議、よろしくお願いいたします。

以上です。

○一般質問

議長（小菅高信議員） これより一般質問を行います。

お手元に配付してございます一般質問通告一覧表に従いまして順次発言を許します。

発言に入る前に一言申し上げますが、質問者においては、その内容を端的に述べられ、またこれに対する答弁も要点を簡明に述べられるよう特にお願いをいたしておきます。

それでは、発言を許します。

1番、江田治雄議員。

（1番 江田治雄議員登壇）

1番（江田治雄議員） 1番、江田治雄です。議長の許可をいただきましたので、発言をさせていただきます。

空梅雨の影響でしょうか、都心を賄う利根川水系の水がめの水位が下がり、8つのダム貯水量が50%を割り込み、深刻な問題で既に取水制限が始まっています。ライフラインである水不足、関係者は頭を抱えているようです。秩父地域では、4ダムの貯水量は確保されており、当面心配はないと関係者から聞いております。

さて、今回久しぶりに登壇させていただきました。通告した2点について質問をいたします。

まず、AEDに関する項目です。皆さんご存じのとおり、AEDとは自動体外式除細動器のことをいいます。心停止のときにパットを当て、装着することにより自動的に心臓の状態を判断し、もし心臓が細かく震えて血液を全身に送ることができないようであれば、電気ショックを与えて心臓を正常に戻す機能を持っています。最近、設置看板をところどころで見かけるようになりました。命にかかわる機材なので、高価なものですが、必要性を感じ、普及しているものと思います。我々秩父市議会では、昨年5月に秩父消防署の指導により2回目の普通救命講習を受けました。体育協会やPTA、民間企業等のさまざまな団体でもこの普通救命講習に取り組んでおり、AEDに関する市民の意識も高まってきていると思います。この講習は、2年から3年ごとに受けるようになっており、継続して受講することにより、いざというときに役立つと思います。

このような状況下の中で、(1)、秩父市、各町のAED設置状況はどのように把握しているのか伺います。AEDは、基本的にその施設内に備えるもので、民間企業等は設置の公表を控えており、全ての台数はわからないと思いますが、設置の実態について伺います。

(2)、このAEDを市民が実際に使い、救急隊の到着前に使用した実績はどのくらいあるのでしょうか。わかる範囲の中でお聞きしたいと思います。

3の今後の運用のあり方については、答弁を聞いた上で再質問によりお尋ねしたいと思います。

次に、消防無線のデジタル化の移行について伺います。6月1日より従来のアナログ波からデジタル波に移行し、運用が始まりました。それぞれの特性やメリット、デメリット等の話は過去にこの議会でも議論されたと認識しており、割愛をしたいと思います。今回は、火災発生時の情報が各消防団員に伝わる状況についての内容であります。以前はアナログ受信機を家庭に設置し、電源を入れたまま24時間聞くことができました。消防団員は、火災通信を聞き、決められた出動範囲で活動してきました。平日の火災を除き瞬時に多くの団員が駆けつけ、消火活動に貢献をしていただいております。秩父市では、昨年度の補正予算で消防団員用のデジタル受令機180台の追加購入を決めました。その内容は、班長以上の団員に貸与し、配備するものであります。この台数は、団員の約2割の数で、多くの団員をカバーすることは到底できませんし、財源的にも不可能だと私は認識をしております。情報の入手は、デジタル無線機もしくは携帯電話による安心・安全メール、そして防災放送からの受信方法になると思います。

そこで、秩父市、各町のデジタル無線機の消防団への配備状況はどのようになっているか伺います。さらに、消防団員の安心・安全メールへの登録状況を把握しているでしょうか。2点伺いたいと思います。

以上であります。

議長（小菅高信議員） 1番、江田治雄議員の質問に対する答弁を求めます。

消防長。

（坂本哲男消防長登壇）

坂本哲男消防長 1番、江田議員のAEDに関しての質問についてお答えします。

広域管内の市町のAED、自動式体外式除細動器の設置状況については、県のホームページ内の埼玉県AEDマップ並びに秩父市ホームページ内のAED設置施設一覧表から、秩父市においては140カ所、横瀬町20カ所、小鹿野町24カ所、皆野町28カ所、長瀬町15カ所で、当組合管内で全体で227カ所に設置されている状況です。設置施設については、学校等の公共施設や医療機関を中心に介護老人福祉施設や不特定多数の方々の集まる大きな商業施設、工場などでございます。

なお、AEDについては、特に設置の届け出の義務がありませんので、設置状況について全て正確に把握している状況ではございません。

次に、AEDの使用状況ですが、秩父消防本部で救急統計情報システムを導入した平成20年1月から本年6月までに救急隊が現場に出動した事例で、一般市民の方がAEDを持ち運び、電源を入れ、電極のパットを張りつけた件数は21件です。そのうちAEDの自動解析機能により、専門用語で除細動といいますが、電気ショックが必要と判断し、応急処置として電気ショックを実施した件数が4件です。さらに、4件のうち1件が心肺蘇生及び除細動、電気ショックの処置により救命に至り、普通の社会生活を送っている状況でございます。

今後のあり方については、突然心臓や呼吸がとまってしまった人の命を救うためにそばに居合わ

せた人がAEDを使用した救命処置ができるよう、学校や事業所等における応急手当講習をさらに進めていきたいと思えます。現在AEDが設置されている施設は、主に官庁や学校等の公共施設、医療機関、一部の商業施設や工場等の建物ですので、救命率の向上を図るためにこれからも事業所等における応急手当講習会のときや広報紙等を利用し、広くAEDの設置について普及啓発を図っていきたいと思えます。

続きまして、消防無線デジタル化の移行についてでございますけれども、各市町の消防団には消防団員間で交信できる消防団専用のアナログやデジタルの無線機を配備しておりますが、消防本部、署で使用している消防救急用のデジタル波の無線機は配備されておきませんので、消防救急デジタル無線の受令機の配備状況についてご説明いたします。秩父市においては、受令機は、庁舎用が5台、消防車の車載用が87台、携帯用が85台の計177台配備されておきます。横瀬町には庁舎用が1台、車載用が12台の計13台、皆野町には庁舎用1台、車載用13台、携帯用4台の計18台、長瀬町には庁舎用1台、車載用9台、携帯用9台の計19台、小鹿野町には庁舎用2台、車載用39台、携帯用1台の42台が配備されておきます。

ちちぶ安心・安全メールの登録状況については、消防団単位では把握できておきませんが、本年7月1日現在における全登録者数は1万6,123件となっております。

なお、秩父市においては消防団員用のメールを設けておき、その登録団員数については団員1,043人中733人です。

消防団の使用している消防救急用デジタル無線受信機の配備状況と安心・安全メールの登録状況については以上でございます。

議長（小菅高信議員） 1番、江田議員。

1番（江田治雄議員） それぞれ答弁をいただきましてありがとうございます。

まず、2のほうなのですけれども、消防団への情報伝達方法なのですが、私が危惧しているのは夜間及び早朝の火災のときだと思えるのです。今メールを登録しているのが秩父消防団でいうと約7割ということで、夜間消防団に伝令が出ないと招集ができないということで、万が一火災があつて火災メールがあつたとしても、今個人の携帯、電池寿命の関係で自動的にオン、オフする人が多いのだと思えるのです。万が一電源が入つていたとしても、床について火災のメールが入つたとしても、1回、2回鳴るだけですので、設定によって。まず寝込んだ団員は気づかないと思えます。そういったことの中で、従来のアナログであれば、火災通信を開局した後、繰り返し出火報が流れていましたので、関係団員が気づいて駆けつけたということで、6月1日から運用されておきますけれども、幸いなことに5月の28日でしたか、大滝地区で火災がありましたけれども、6月以降現在まで火災の発生がないわけであります。こういった中で、今後火災多発期も来るわけですけれども、現時点で消防長、何かうまい全部の消防団員に火災通信を知らせるような手だてはないでしょうか。1つだけ、ちょっと現時点で結構です、何か考えがありましたら、お伺いしたいと思えます。

議長（小菅高信議員） 消防長。

（坂本哲男消防長登壇）

坂本哲男消防長 ただいま江田議員のほうから質問があったとおり、現段階では消防団員の皆様の火災を知る方法については限られている状況です。それにつきましては、消防無線のデジタル化により火災通信が今までの受令機では受信できなくなったことやデジタル無線において秘匿性の観点から受令機を個人で購入ができなくなった状況があります。消防団員の火災覚知については、防災行政無線または安心メールに限られている状況です。したがって、市の消防団員の皆様には安心・安全メールや消防団員用メールの登録を、各町の消防団員の皆様には安心・安全メールの登録をぜひともお願いしたい状況ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

現段階における今後の対応については、以上でございます。

議長（小菅高信議員） 1番、江田議員。

1番（江田治雄議員） 大きな火災のときに、団員が集まらずに延焼したというようなことがないように、みんなでやはりこの辺は各消防団員にもPRしながら進めていくべきだと思っております。

続いて、AEDについてなのですが、各地域での設置状況はわかりました。大分ふえてきましたよね。把握しているところで227カ所というところであります。実は秩父市議会でもこのAEDについては取り上げてきて、平成27年3月の定例会で竹内議員への市長の答弁をちょっとここで紹介をしたいと思います。質問に対して市長は、影森公民館の例を挙げてこのように言っております。「影森公民館にAEDあるのご存じですね。でも、あそこ夜閉まっていますよね。その前にあるコンビニ、24時間あいています。であれば、そのコンビニと協定を結んでAEDを設置してもらおう。そこで何かのときにAEDを使って、またそこに置く。要するに市のほうでリースなり購入して協定を結んでコンビニで常にあることがわかれば、またコンビニは人がいるので、次のいろいろな対応ができると思うんです。これは、私ちょっと今考えていることなんです、これができたらおもしろいかなというふうに思うんです」というのが議事録に残っております。その後市長は、実は職員に命じてコンビニに何とか設置できないかを早速動いて調査検討したようでした。しかし、現実にはコンビニ側も夜間はアルバイトやパートでの対応が多くて、AEDの操作まで指導できないし、万が一責任問題でも発展した場合を想定すると、安易に設置できないというようなことが多かったようでして、いわゆる職員の担当レベルではなかなか実現はしなかったというふうに私は認識しております。しかし、県内の八潮市、熊谷、日高などでは、コンビニに地域マネージャーというのがいるのだそうですけれども、そこへ交渉を通じてコンビニのオーナーさんへ直接交渉して設置が実現をしているようです。その多くは、店側の設置の条件として、操作説明や現場での対応、配達ができないが市民から申し出を受ければ無償で貸し出すシステムになっているようでもあります。

なお、設置後の定期的なメンテナンスも設置をした市で行うようになっており、協力する店舗が今でもふえているようでもあります。

そこで、今回私の提案なのですが、AEDを広域組合の事業として捉え、各コンビニへお願いをしてみてもどうでしょうか。設置場所の本当協力だけでいいのだと思うのです。交渉次第でよい結果が期待できると思いますが、ぜひこの問題、命にかかわる問題ですので、前向きに検討していただければと思います。この点について、現時点での広域行政としての統一見解を伺いたいと思います。

議長（小菅高信議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 竹内議員にそういうふうに答弁したのを私もよく覚えておりまして、一つの方法かなというふうに思います。そういう意味で、今提案がございましたので、こちらのほうで検討してみても、コンビニのほうに設置だけでも置いてもらうような形で働きかけるといことも取り組んで考えていきたいというふうに思いますので、そのようにご理解をいただきたいというふうに思います。

これまで理事会でちょっと協議していないので、もしほかの理事の方がご意見があるならばというところで、よろしく願いいたします。

議長（小菅高信議員） 1番、江田議員。

1番（江田治雄議員） 各理事の皆さん、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

以上で終わります。

議長（小菅高信議員） 1番、江田治雄議員の一般質問を終わります。

次に、15番、神田武議員。

（15番 神田 武議員登壇）

15番（神田 武議員） 通告しておきました質問に議長の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

水道事業について。（1）、水道事業統合5年後の統一料金は、執行部、職員が一丸となって水道水供給原価の削減に取り組み、現在の秩父市の現行料金以下に抑えるよう目指す考えはないか、お伺いをいたします。

（2）、埼玉県資料の平成26年度の水道水の有収率は、管内4事業体の状況は74%から91%であり、現在の施設更新計画を変更して有収率の悪い地域を早急に改修することが経費削減になるので、取り組むべきではないか、お伺いをいたします。

（3）、事務所の統廃合を図り、経費の削減を図るべきではないか、お伺いをいたします。

以上、3点をお伺いいたします。

議長（小菅高信議員） 15番、神田議員の質問に対する答弁を求めます。

水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 15番、神田議員のご質問、水道事業についての（１）から（３）について順次お答えをいたします。

初めに、（１）、５年後の料金統一を秩父市の現行料金以下に抑えるよう目指す考えはないかについてお答えいたします。水道事業をお預かりしている以上、常に低廉化に努めており、目指している方向は神田議員と一致しております。現状の基準料金としている秩父市の料金は、平成26年度の料金改定において必要改定率の半分、約17.5%の改定にとどめており、不足分を一般会計からの繰り入れにより対応している厳しい経営状況です。本年度中長期施設維持管理計画及び経営戦略の策定に本格着手し、施設の統廃合に向けた将来計画に沿って施設ごとの常駐制の必要性や点検のあり方を検討するとともに、維持管理等、日常的な業務の省力化による経費の削減を図るなど、徹底した効率化を進め、秩父地域の水道使用者により適正な料金で水道水を提供できるよう努めてまいります。

次に、（２）、有収率の向上の取り組みについてお答えいたします。秩父地域４水道事業体の有収率につきましては、秩父市管内の有収率が最も低く、平成26年度は69.7%となっております。主な原因は、布設され、既に90年以上経過した導水管、配水管等が耐用年数を過ぎ、老朽化し、漏水が多発しているものでございます。このため、漏水多発路線を重点的に更新した結果、平成27年度には有収率73.5%まで回復をいたしております。有収率向上の対策といたしまして、今年度から基幹管路耐震化の更新工事を実施しております。また、基幹管路以外の配水管につきましても老朽管更新計画に基づき漏水多発地点を重点的に更新しており、有収率の向上を図っております。さらに、年間を通じた漏水調査の実施や老朽管更新計画を見直すために過去の漏水発生件数をデータ化するなど、基礎的分析を行い、更新工事の前倒しを行うなど、積極的に事業に取り組んでいるところでございます。

次に、（３）、事務所の統廃合による経費の削減についてお答えいたします。ご質問のとおり、事務所の統廃合を行うことは大きな経費の削減効果につながるため、早期に実現すべき事項でもあります。（１）の答弁と重複いたしますが、中長期施設維持管理計画及び経営戦略を策定し、例えば各事務所が管理する施設の遠方監視システム等の導入を進めるなど、監視体制の一元化を図るほか、施設の総合的な維持管理委託等も検討し、事務所の統廃合を順次進めてまいります。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 15番、神田武議員。

15番（神田 武議員） 答弁をありがとうございました。しかし、現状のまんまと、全て3点がそういう答弁だったと思います。会社でも何でも統合や合併したとき、何が目的でその数字をどういうふうにするのだと確固たるものを示して統合して、そしてそれに向かって全力で達成するように努力するのが基本だと思うのです。今の方式は、昔の東京電力方式なのです。幾らかかっても、それを積算して国に出すと電気料上げてもらえると。これではいつまでたってもよくなりません。

それで、秩父市の現行の料金は、35%上げるところを政治的判断で17.5にしたというのはお伺いしているのですが、統合して施設の更新費の3分の1を国からいただくと。それから、4つの事業体を1つに統合すれば、大きなメリットがあるのです。このメリットを生かせば、現行の秩父市の料金にできると思うのです。目標を掲げず、毎年毎年一生懸命5年間やってきたけれども、これだけかかるのだから、これだけ上げると、こんなやり方はないと思うのです。小鹿野町が両神と合併して、2つの小さな合併でありましたが、基金が7億円しかなかったのが5年後には20億円にふえたのです。これは、人件費を初めいろんな経費の削減ができたからであります。今5年後の料金を幾らにすると、これが一番必要だと思うのです。そして、住民の皆さんも統合して水道料金がどうなるか、これが一番の大きな問題であります。だから、ぜひ久喜管理者にお伺いいたしますが、現行の秩父市の水道料金で5年後統一料金としてやっていくと、こういう方針をここで出していただけませんか。

議長（小菅高信議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 神田議員から素晴らしいご質問いただいたというふうに思います。合併するというのだったら、やっぱり数字を示すべきだということであり、それは同じ気持ちでありまして、私もこの合併が4月1日から始まって、今後5年後にどういうふうな料金になるかというところ、これをどこに設定を置くかというところは、今これから議論的になるというふうに思います。今答弁がありましたけれども、神田議員と同じ料金を下げるという、そういう方向では最大限の努力をいたします。そういう中で、秩父市料金以下にするということのお約束というのは、数字的なものとして今現在ちょっとお示しできないというのが厳しいところなのですけれども、いずれにしても下げることが最大限努力として私は行っていきたいというふうに思いますので、ぜひご理解いただきたいと存じます。

以上です。

議長（小菅高信議員） 15番、神田武議員。

15番（神田 武議員） これは、先ほど言ったように3分の1の補助金と、統合したので、大きなメリット、そして毎日毎日努力していけば、必ずできる数字だと思うのです。一生懸命その現行料金でやるようにこれからやっていただくという管理者の答弁でありますので、この件はここで打ち切ります。

（2）の有収率の問題、これも料金を下げる根本のことなのです。埼玉県 averages 有収率は92%なのです。埼玉県の資料を見ると、秩父市が一番県下でも悪いのです。そして、今後の工事の10年計画では、各地域にバランスよくそれなりに毎年工事を発注しているわけでありまして。しかし、統合して秩父市も小鹿野町も何もないのです、今。だから、この秩父地域の有収率を上げることが一番の水道原価の削減になると。秩父市が各町村から比べれば非常に大きな水道事業をやっているの

です。この26%という水がなくなっているのです。これは、小鹿野と横瀬の供給している水道水にも匹敵するような量がわからなく、なくなっているわけです。ここを重点的にやるべきなのです。各地域のバランスなんかどうでもいいと思うのです。こういうことができなければ、料金なんか下がりませんよ。小鹿野の工事を置いておけるものは置いたって、この秩父の漏水をしている箇所を重点的に何年かやって早急に90%ぐらいにやるべきだと思うのです。それで、この秩父市の大きな浄水場は、別所が一番大きくて、その次、橋立だと聞いておりますが、橋立が65.1%なのです。ここの悪い箇所に来年からでも重点的に予算をつぎ込んで、早期に改修すべきだと思うのです。そして、今までの計画より工事の予算を多くしてもいいと思うのです。内部留保金が十何億円あると思うのです。これを取り崩しても、毎月毎月水道料金は入ってきてそんなに変わらないのだから、大丈夫だと思うのです。ぜひ今までの計画を変更して、この有収率の向上に向かって取り組んでいただきたいのです。来年からやってほしいのです。これも久喜管理者にお伺いをいたします。

議長（小菅高信議員） 神田議員、これで最後の質問になりますけれども、よろしいですか。

15番（神田 武議員） いや、2回目。まだ2回。

議長（小菅高信議員） 今3回目なのです。だから、もし質問が、これで終わりますから、3項目めとか、それもやるのだったら、質問の継続の形でやってください。これの取り決めで、1項目ごとに3つということになっているので、神田さんの質問は全体が1項目になっているので、3回。

15番（神田 武議員） 壇上のあれも1回入れてしまうのだ。では、もう一つ質問ありますから。

議長（小菅高信議員） そういうことです。だから、ちょっと休憩というか、間合いをとりますから、その他についてももし質問があれば、この質問のときに全部やっておいてもらわないと、ここで私切らなくてはならない。

15番（神田 武議員） では、わかりました。では、やらせてもらいます。

議長（小菅高信議員） では、質問続けてください。

15番（神田 武議員） それでは、3点目の事務所の統廃合、これもすぐやるとは言わないわけです。誰が見ても大幅な経費の削減になるわけです。これがイの一番だと思うのです、統合の。何でやらないのかなと思って、不思議なのです。町村合併の場合は、全部一カ所へ集めてしまうとほかの地域からいろんな苦情が出ますが、水道の場合は全くそんなことはないと思うのです。これを来年からでもやれば、毎年毎年大きな経費が削減できるのです。だから、基本計画でもちゃんとうたっているでしょう。浄水場を減らすことが大きな削減になるから、小鹿野でも幾つも浄水場減らす計画になっているのです、小鹿野の本体の浄水場もなくして。これを見たって明らかなのです。今からでも事務所の統廃合は考えれば、来年の4月1日から別所の1カ所にできると思うのです。これも重ねて久喜市長にお伺いをいたします。

議長（小菅高信議員） 管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

久喜邦康管理者 有収率を上げるというのは、確かにそうだというふうに思います。一例なのですが、これは一つの例としてご報告いたしますけれども、三峯神社で、あそこが氣守のときに水位下がってくるのです。それで、管を新たに引こうとか、大洞のほうから水を上げようとか、そういう議論をして、結局いずれにしてもすごくお金かかるわけです。何をやったかといったら、有収率上げたのです。漏水しているところを見つけて、管を更新したのです。そうしましたら、足りない分が、多少水位が氣守のときは落ちるのですけれども、でも十分足りているのです。今神田議員の質問聞きながら、三峯神社を思い出して、まさしくそれだなというふうに私は思いました。そういう意味で、橋立のほうの有収率が落ちているというご指摘で、今度橋立から出てくるAルートの本管を耐震管に切りかえていきますので、ですからそういうところからスタートができるのではないかなというふうに思います。いずれにしても、橋立のあのおいしい水が流れていくということになると、これはもったいないことなので、神田議員のきょう本当に貴重なご意見いただきましたので、その辺は今後しっかり私は見ていきたいというふうに思います。

あと、事務所の統廃合も、もちろんこれ当たり前のことですので、十分これから協議を重ねていき、できるだけ早く事務所を統廃合できるように、そしてまた地域の方々にとりましても今まで親しみなじんだそれぞれの浄水場の人の数が減ってきたり、規模が縮小されていくわけです。住民の方々にもそういうことに対していろいろなご理解をしていただくような、いわゆる議員活動としての議員のご協力というのを、またいろいろなところでのご協力というのをぜひよろしくお願いしたいというふうに思いますし、先ほども私の挨拶の中で申し上げましたけれども、今度水道のほうの広報紙を年に4回発行する予定ですので、そういうところでも随時それをお示ししながら事務所が縮小しながら集約されて効率化を進めていくという内容等々提示していきたいというふうに思いますので、きょう貴重なご意見をいただきましたので、それらをもとにして今後話を進めて、考え方、計画を進めていきたいというふうに思っておりますので、どうぞご理解のほどお願いいたします。

以上です。

議長（小菅高信議員） それでは、15番、神田武議員の一般質問をこれで終了させていただきます。

以上で一般質問を終結いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

議長（小菅高信議員） 再開いたします。

○議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小菅高信議員） これより議案審議に入ります。

議案第18号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 議案第18号の専決処分、秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例及び秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本議案は、地方自治法第179条第1項の規定により本年5月31日付で専決処分を行わせていただきましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めたいものでございます。

本条例につきましては、本年3月1日に公布いたしました秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例により、条例の一部改正を行った際に条項ずれを改正しなければならない部分の改正漏れがございまして、規定に整合性がとれない箇所が生じていたため、当該箇所の条項ずれを改正したものでございます。改正漏れがあった点につきましては、おわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

それでは、議案第18号の参考資料をごらんいただきたいと存じます。改正の内容でございますけれども、秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例の第16条の2から第16条の8が1条ずつ繰り下がったことから、これらの条項を引用している箇所を改正したいものでございます。

また、秩父広域市町村圏組合職員の育児休業等に関する条例では第7条、第16条及び第18条の、秩父広域市町村圏組合一般職職員の給与に関する条例では第3条、第16条の4、第16条の7、第17条、附則第7項及び附則第10項の該当箇所を改正してございます。

なお、今回の改正箇所に6月1日を基準といたします期末手当及び勤勉手当に関する規定があることから、両手当の支給に支障がないようにするため、本条例を5月31日付で専決処分をいたしまして公布をさせていただいたというものでございます。

以上で議案第18号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます、ご承認を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

議長（小菅高信議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

5番、齋藤捷栄議員。

5番（齋藤捷栄議員） 5番の齋藤であります。何点かお伺いをしたいのでありますが、今回のこの議案は、議案書が配付されて正直言って大変悩みました。何を改正しようとしているのか全くわからない。まさかもと条例が間違っているという前提に立ちませんでしたから、わからなかったので

すが、これもと条例が間違っているというふうにししか理解できないということで、やっと納得がいったような次第でありまして、これについてはそういうことでお話だけさせていただきます。

1つは、専決の根拠、これは今伺いました。6月1日付で実施をしなければならないということがあるので、専決をせざるを得なかったということで、わかりました。

2つ目は、2つの条例変更を1つの条例改正で改正をする、こういうやり方というのは今回のこの問題についてはやむを得ないというふうなところも考えられなくはないのですが、なかなかわかりにくいというところもあります。ぜひこの内容については1本ずつの改正条例というふうにするべきだと思いますが、これを1つにした理由についてお知らせをいただきたいというふうに思います。

そして、先ほどの説明によると6月1日付で実施をされることについて支障があるために、5月31日で専決をしたということでもありますから、実質的に職員に対する影響というものはなかったのだろうというふうに推測をされるわけではありますが、その辺についても明確に確認をしておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（小菅高信議員） 管理課長。

（富田豊彦専門員兼管理課長登壇）

富田豊彦専門員兼管理課長 ただいまの斎藤議員さんのご質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、2つの条例を1つの条例で併せて改正したということで、今回改正理由が議案のほうに載っていませんので、その辺が非常にわかりにくかった点も一つあったかと思うのですけれども、今回もと条例の職員の給与条例のほうに条項ずれがあるということで、そこを原因として関係する条例の改正を行うというところから、関係する2つの条例を1つで改正させていただいたということでございます。なかなか1つにするとわかりづらい点があるの承知しているのですけれども、今回は併せてさせていただいたということでございます。

それから、実質的な影響ですけれども、先ほど局長のほうからの説明にもございましたが、6月1日が期末勤勉手当の基準日ということになっております。その前に改正しておかないと、それらの影響が出るということで、専決処分させていただいたわけございまして、実質的な影響は出ておりません。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） ほかに質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略し

たいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(小菅高信議員) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(小菅高信議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案はこれを承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(小菅高信議員) 総員起立であります。

よって、議案第18号は承認することに決しました。

議案第18号はこれで終わります。

○議案第19号、議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小菅高信議員) 次に、議案第19号と議案第20号を一括上程し、議題といたします。

当局の説明を求めます。

事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

森 真太郎事務局長 議案第19号 秩父斎場条例及び議案第20号 秩父広域市町村圏組合廃棄物処理施設条例及び秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、関連がございますので、併せてご説明申し上げます。

お手元の議案書5ページをお開きください。まず、議案第19号の秩父斎場条例でございますが、現在本組合で進めております新火葬場建設事業につきましては、おかげさまで順調に進みまして、本年10月1日から新斎場での業務を開始する予定でございます。このような状況を踏まえまして、新斎場を円滑に運営するために秩父斎場条例の全部を改正するというものでございます。

内容につきましては、議案第19号の参考資料の秩父斎場条例の新旧対照表でご説明申し上げます。まず、現斎場と新斎場では施設内容が異なることから、第2条に霊安庫、多目的室及び動物焼却炉に関する規定を新たに加え、そして旧条例に規定してございました通夜施設に係る規定を削除いたしました。現斎場では、通夜、葬儀ができる形での運営を行っておりますが、新斎場ではこの通夜、葬儀行為につきましては対応しないことといたしまして、火葬業務に特化した形での運営を行ってまいりたいというふうに考えております。これは、ご案内のように近年では圏域内に民間の葬祭施

設が数多く整備されたことから、秩父斎場での通夜、葬儀利用はほとんどなくなりまして、平成25、26、27年度の3カ年間はその利用はございませんでした。このような状況を踏まえまして、民業圧迫等を避ける意味からもこのような運営を基本としてまいりたいというふうに考えております。

次に、第10条の使用料でございます。恐れ入りますが、別の参考資料、秩父斎場料金比較表という、こちらの表をごらんいただきたいと思います。これにつきましては、先般の全員協議会でもご説明申し上げましたので、よろしく願いいたします。ごらんのとおり、大幅な見直しを行っております。まず、基本であります12歳以上の火葬料金でございますが、新斎場の建設費用と運営費用から1体当たりの火葬費用を積算いたしまして、その金額の全額を組合市町外の居住者の料金、6万円といたしました。そして、組合市町内居住者の料金につきましては、建設費用を除き運営費のみの金額の25%相当の金額、これ1万円ということで設定をいたしました。この積算の基礎となる数字でございますとか計算式につきましては、備考欄に記載してございますので、後ほどご確認をしていただければと存じます。

なお、参考までに申し上げますが、埼玉県内には20カ所の火葬場がございますが、火葬料金の最高額が1万円で6カ所ございます。最低はゼロ円でございます。その平均は6,630円という状況でございます。この火葬料金につきましては、その性格上、一旦料金を設定いたしますと大規模な施設改修を行うとか極端なインフレによる諸経費の高騰などでも起きない限りなかなか値上げが難しい料金かと存じます。また、火葬料金につきましては、それを支払うこと自体住民にとりまして一生の間でもそんなに数が多いことではないというふうに考えております。そのようなことを勘案しますと、圏域内の1万円というのは妥当な料金ではないかというふうに考えているところでございます。また、使用者が生活保護法の適用を受けている場合などには使用料の減免の規定も設けてありますので、そちらの適用をさせていただきたいというふうに存じます。

なお、組合市町内と外の居住者では、特に火葬料金には大きな差がございますが、これは他の火葬場でもこういうふうな設定をしてございますので、ご理解をいただければと存じます。

そして、12歳未満、その他の火葬料金につきましては、現行の料金に準じまして12歳以上の料金をもとに算出をしております。

次に、待合室、霊安庫、多目的室及び霊柩車の使用料につきましては、この備考欄にございますけれども、待合等の建設費や1体当たり、また1回当たりの費用を求めましてその金額をベースに使用料を定めてございます。現在の火葬場使用料と比較いたしますと、組合市町内居住者は全ての使用料でおおむね2倍となります。そして、組合市町外居住者につきましては、火葬料金のみ約8倍で、待合室等の使用料につきましては約2倍という設定でございます。

それではまた、お戻りいただきまして、秩父斎場条例の新旧対照表の5ページをお開きいただきたいと存じます。5ページの別表の備考欄をごらんいただきたいと存じます。1で、組合の市町内の使用料を適用する範囲でございますけれども、現在につきましては亡くなった方、いわゆる火葬

される方の住所で区分をしておるところでございます。今回改正いたしましたのは、死亡者が組合市町内に住所を有しない者であっても、斎場の使用許可を受けた者が組合市町内に住所を有しておりまして、かつこれ市町村長から出るのですけれども、死体の埋火葬許可を受けたとき、この場合には組合市町内の料金を適用したいということございまして、今回の改正により組合市町内居住者の適用範囲を拡大するというにしたいと存じます。

次に、3ページをお開きください。第12条の規定でございます。これは、焼骨の取り扱いでございまして、今回新たに設けたものでございます。現在斎場においては宗教上の理由等により骨上げを行わず、置いていかれる場合もございまして、原則として使用者に引き取り義務を負わせまして、引き取りがないときは組合が焼骨を残骨灰と一緒に処理できる規定を設けさせていただきました。

次に、第13条から第15条につきましては、火葬場の管理体制の見直しを見据えまして、指定管理者に業務を行わせることを可能といたします規定を今回新たに設けたものでございます。第13条は指定管理者に行わせることのできる業務、第14条では管理者の管理の基準といたしまして法令等の遵守や施設等の適切な維持管理、個人情報の適切な取り扱いを規定しております。第15条では、施設等を現状変更する場合の組合管理者の承認について規定しております。

次に、4ページの附則をごらんください。まず、条例の施行期日ですが、新斎場での火葬業務開始日の平成28年10月1日を施行日とするものでございます。ただし書きで霊安庫や多目的室の使用に関することや動物焼却の管理に関すること、さらに使用料に関する規定は平成29年4月1日から施行することとしてございます。これは、新斎場での本年10月1日からの火葬業務開始以降平成29年3月末までの間につきましては、現斎場の解体と駐車場整備を行うため、この間は駐車場が大変狭くなりまして、新斎場での全ての業務を行いますと通常の火葬で来場される利用者にご迷惑をおかけすることから、こういったこととしてございます。また、使用料につきましても、この6カ月間は仮オープンの状態でございますので、現在の火葬場、葬祭場、霊柩車使用料を適用することを経過措置として規定させていただいたというものでございます。

なお、この条例には規定はございませんが、この仮オープンの期間中につきましては1日の火葬件数は駐車場の問題がありますので、現在と同様に8件とさせていただきたいと思っております。そして、平成29年4月1日からの本格オープンにつきましては、1日12件の火葬件数とさせていただきたいと存じます。

次に、議案書10ページをお開きください。議案第20号 秩父広域市町村圏組合廃棄物処理施設条例及び秩父広域市町村圏組合廃棄物の処理等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明を申し上げます。

現在道路でひかれた動物や有害鳥獣として駆除された動物、一般家庭で飼われていたペットなど、圏域内で発生いたしました動物の死体処理は聖地公園に隣接いたします本組合の秩父環境衛生セン

ターで埋め立て処分をしております。今回衛生的な処理をするために新斎場に動物焼却施設を設置いたしまして、一般廃棄物として焼却処理を行うこととなります。このため、組合廃棄物処理施設条例の一部を改正し、動物焼却施設を新たに組合の廃棄物処理施設と位置づけまして、併せて動物処理の手数料を改めるため、組合廃棄物の処理等に関する条例の一部を改正するというものでございます。

内容でございますが、まず第1条の秩父広域市町村圏組合廃棄物処理施設条例の一部改正でございますが、改正内容につきましては議案第20号の参考資料、条例の新旧対照表、この1条関係、1ページをごらんいただきたいと存じます。この第1条は、組合の廃棄物処理施設の設置を規定しておりますが、ここに新たに秩父斎場動物焼却施設を加えるものでございます。

そして、第3条につきましては、休業日等を規定しておりますが、動物焼却施設につきましては秩父斎場の休業日等に合わせる必要があることから、新たに3項を規定いたしました。

続きまして、第2条の秩父広域市町村圏組合の廃棄物の処理等に関する条例の一部改正ですが、改正内容は同じく議案参考資料の3ページをごらんいただきたいと存じます。この別表で、一般廃棄物で管理者の指定する場所へみずから搬入するものでございますけれども、現在動物の死体につきましては1体当たり秩父環境衛生センターに持ち込んだ場合、400円の手数料をいただいております。これを今回の改正で秩父斎場動物焼却施設へ持ち込んだ場合、動物の死体の重量によりまして表に記載してある4段階の手数料をいただきたいというものでございます。この手数料の金額につきましては、秩父斎場条例の使用料と同様に、1体当たりの費用を求めまして、その額を手数料としたものでございます。

なお、現在の手数料と比較いたしますとかなりの増額となりますが、今までは単なる土中への埋め立て処分ということであったわけでございますが、今回燃料ですとか手間がかかる焼却処理であることを踏まえまして、このような手数料を設定したいと存じます。

なお、秩父斎場動物焼却施設では、車でひかれた犬、猫も駆除されました有害鳥獣も合同で焼却いたしまして、骨上げなどの儀式は行わないものとしたしまして、民間のペット火葬場との差別化を図っているということでございまして、民業圧迫にはつながらないというふうを考えております。また、駆除されました有害鳥獣は、現在でも手数料は免除で受け付けをしておりますので、今後も引き続き免除で対応したいと存じます。

この条例の施行日は、平成29年4月1日としたいと存じます。

以上で議案第19号、第20号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（小菅高信議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

5番、斎藤議員。

5番（斎藤捷栄議員） 5番、斎藤です。7点にわたって質問をしておきたいと思っております。条例の順

に従って質問をしていきますので、よろしくお願いいたします。

非常に細かい問題で恐縮なのですが、1番目、全体を通しての表記に関してです。従来条例は、この施設を「利用する」という表記になっておりましたが、今回「使用」というふうに変わっております。利用というのは役に立つように使うこと、使用というのは単に使うことということで文言が違うわけではありますが、これをこう改めた根拠についてお伺いしておきたいと思っております。

それから、2つ目、第3条第3項に定める「斎場の管理上必要があるとき」という記述がございます。この必要があるときの具体的な例についてお示しをいただきたいと思っております。

関連して3番目、第4条に規定をしたただし書きがございます。前条3項との整合性について、これもお伺いしておきたいというふうに思います。

4つ目、第6条の規定の中に、「法令で定める感染症患者の遺体に係る斎場使用の申請」という記述がございます。これは、現条例では細かくかなり詳細に記述をしています。これについて、同一の内容と解してよいのかどうか、そしてこれはこういうふうに略しても問題はないものなのかどうか確認をしておきたいというふうに思います。

5点目、これも大変細かい問題で恐縮なのでありますが、附則の第3項、経過措置の記述の中に、「従前の例による」という記述がございます。これ各市町の条例もこういうケースが多々あるわけですが、おおよそこの従前の例によるという前に「なお、従前の例による」というふうに記載されているのが通常であろうかと思っております。この辺についてご説明をいただきます。細かい話で大変恐縮なのですが。

それから、6つ目の問題であります。表の下の備考の記述であります。4番目に、死産児の記述がございます。ここに新旧対照表を見ますと、表記上違いがございます。つまり旧条例は妊娠4カ月以上ということで断っております。これが今度の新条例では除外されているわけですが、この辺のところについての法的な整合性について確認をしておきたいというふうに思います。

なお、加えて言えば、いわゆるえなについての取り扱いはどういうことになるのか、これも併せてご説明をいただけるとありがたいと思っております。

なお、全体を通してのことではありますが、第10条、使用料参考資料に算出根拠が全員協議会するときには示されておりましたが、私も要求しておいたのですが、これが不十分とはいえ算出根拠が記載をされていることについては、評価をしておきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、最後に1点お伺いをいたしますが、備考の5についてですが、改葬ということが書いてあります。この記述の中に、何々を含むという表記になっています。ということは、改葬というのは別のものがあるのだということを意味しています。したがって、改葬の定義または改葬に当たるものの事例について例示をいただければというふうに思います。

以上、7点について確認をしておきたいと思っております。

議長（小菅高信議員） 事務局長。

(森 真太郎事務局長登壇)

森 真太郎事務局長 齋藤議員のご質問に順次お答え申し上げます。

まず、1点目の「利用」という表現と「使用」という表現、今回「使用」という表現に統一をさせていただきましたけれども、これにつきましてはいろいろ内部でも議論をさせていただいた中で「利用」と「使用」という言葉が現条例では混在しているというふうなこともございまして、語句の統一を図る意味からも「使用」という言葉に統一をさせていただいたと。特に「使用料」という言葉を使っておるというふうなことも踏まえまして、こういった「使用」という形の用語に統一をさせていただきました。

それから、第3条の第1項第3号、「斎場の管理上必要があるときは、休業日を定め、又は休業日に業務を行うことができる」と。「管理上必要があるとき」というのは具体的にはどういう事例かというご質問でございますけれども、これにつきましては大規模な災害があって、火葬件数が1日12件では追いつかない、そういった場合に休業日を、今日曜ですとかなっているのですけれども、そういった日にも火葬を実施するという、そういう形を管理者のほうで定めて実施をさせていただくというようなことも想定されますので、そういった規定を設けさせていただきました。

それから、第4条でございますけれども、これは使用時間を定めておりまして、やはりこれも今言った特殊なケース、災害等を初めいろんなケースも発生することが予想されますので、この使用時間につきましてもこういった例外規定を設けさせていただきました。

それから、4点目、第6条の感染症予防に関する法律の記載でございますけれども、これにつきましては現内容と同一でございます。これは変わっておりませんけれども、今回ほかの先進事例の斎場条例等も参考にすることで、なかなかここまで細かく規定するところもなかったもので、こういった簡略化した形での表記にさせていただきました。内容的には同一内容でございます。

それから、5点目の附則第3項でございます。この表記のところで、「なお、従前の例による」という表記が通常多いのではないかというご指摘だったと思うのですけれども、これにつきましても議論をさせていただく中で、ここでの表記では「なお」を取っても法制執務上問題ないのではないかということで、「なお」という言葉は削除させていただきました。

次に、備考のところでございます。死産児の関係でございます。これは、現在の規定では死産児とは妊娠4カ月以上の死体をいうということで、妊娠4カ月以上という限定的に表記をしてございます。これは、墓地、埋葬等に関する法律で妊娠4カ月以上の死産児の場合には市町村長の埋火葬許可が必要になってまいります。そういったことも踏まえて、現在の条例では規定しておったのですけれども、4カ月未満の死産児も当然あるわけでございまして、それにつきましてもこの死産児と同じ扱いで今もやっております。そういったことで、こういった区別をなくして、死産児ということで大枠にくくって今回の条例改正の文言にさせていただきました。

それから、えなというご質問があったのですけれども、これにつきましても事務方のほうではこ

れを入れるかどうか議論をいたしましたけれども、現在えなにつきましては医療系廃棄物ということで、当組合の火葬場には来ていないという状況でございます。ただし、今回新しくなっただちらの斎場に来た場合には、こちらの手術等の肢体、これに適用させて処理をさせていただければというふうに考えております。

それから、最後になりますけれども、備考の5の改葬の関係でございます。改葬につきましては、ご案内のように埋葬してございました死体を掘り起こして他の墳墓等に移す行為を指すわけでございます。この中で私どもが取り扱うのは、そういった際に火葬が必要な改葬、その場合の規定をここに設けてございます。そういうところで、事例といいましてもなかなか、そういった事例が発生した場合に改葬の料金で私ども改葬をさせていただくということでございますので、ご理解をいただければと思っております。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） ほかに質疑がございます方はございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） ほかの質疑はなしと認めます。

以上で議案第19号、20号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議題となっております2件の議案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

まず、議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小菅高信議員） 総員起立であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決することに決しました。

続いて、議案第20号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小菅高信議員） 総員起立であります。

よって、議案第20号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小菅高信議員） 次に、議案第21号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 議案第21号の新火葬場椅子・テーブル等備品の購入契約の締結につきましてご説明申し上げます。

議案書12ページをお開きください。新斎場の会葬者が使用します椅子、テーブル等の備品につきましては、新斎場の設計コンセプトや設置場所との調和、秩父地域産木材の使用可能性、価格などにつきまして業者から提案を受ける総合的評価を行いますプロポーザル方式により選定を進めまして、平成28年3月15日に株式会社天童木工東京支店を選定いたしました。このプロポーザルには、圏域内の2業者を含む全体で6業者から提案がございまして、市町職員、組合職員7人で構成いたします新火葬場備品納入者選定委員会で評価を行い、天童木工が最優秀者として選定されました。天童木工が選定された理由でございますけれども、委員会の評価では上位2社が他の4社を大きく引き離し、高い評価でございまして、この2社とも秩父産の木材ですとか秩父銘仙を使用した質の高いものでございまして、またほかの火葬場への納入実績も豊富で、かつ耐久性も極めてすぐれておったというふうなことでございましたけれども、委員会評価の合計点でも最高でございましたし、また参考の見積もり価格を受けましても低かったと。そして、7人中5人が1位の評価をしたことなどから、この天童木工が選定されたということでございます。その後本年度に入りまして同社と納入に係る協議を行いまして、本年5月31日に仮契約を締結いたしました。契約金額は、ここに記載してございますように消費税等込みで2,527万2,000円でございます。

備品の一覧につきましては、議案第21号の参考資料にございますので、そちらをごらんいただきたいと存じます。主な備品につきましては、待合ホールに応接用の1人がけ用のイージーチェア、椅子でございますけれども、32脚、4人用のテーブルが8台、通路との間に間仕切りになりますパーテーションでございますけれども、6台、また待合室が5室ございますが、この椅子、スタッキングチェアといっておりますけれども、226脚、予備も含めてございます。それから、4人用のテーブルが54台で、全体で370点の備品購入となるわけでございます。そして、これらの備品のほとんどにつきましては、天童木工独自の技術によりまして秩父地域産の杉を薄い板にいたしまして、それを重ねて圧縮し、張り合わせる加工技術で製作したものとなります。ここで使用する杉材の量につきましては、およそ10立米、10立方メートルという予定でございます。さらに、パーテーションの装飾に秩父銘仙の一部を使用いたしまして、秩父地域のイメージも演出したいというふうな考え

ております。

なお、天童木工につきましては、全国の火葬場への納入実績も多く、近隣では深谷市の火葬場にも同種の備品が納入されているところでございます。

以上で議案第21号の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（小菅高信議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

10番、大野伸恵議員。

10番（大野伸恵議員） 10番、大野でございます。数点お聞きします。

ただいまの説明で、プロポーザル方式だというふうなことをお聞きしたのですが、なぜ一般競争入札でなく実施したのかということを1点お聞きしたいと思います。

今まで委員会のほうにも細かな説明がなくて、随意契約ということで今回突然出たので、その件についても教えていただきたいと思えます。

なお、随意契約等が地方自治法でできる金額というのは幾らになっているのか、併せてお聞きしたいと思います。

あと1つは、会社選定の理由なのですが、さいたま県産木材認証事業体というのが埼玉県にあります。その中を見てみたのですが、この株式会社天童木工東京支店というのは、県外のところの中にもさいたま県産木材認証事業体には入っておりませんでした。平成28年4月30日のインターネットで調べたものなのですが、入っておりませんでした。そういう方を選んだ理由を教えてくださいたいと思えます。

それから、見積もりの関係なのですが、6社というお話だったのですけれども、その6社については細かいことというのですか、どういうことで認定していったのかということをお聞かせください。

以上です。

議長（小菅高信議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 大野議員のご質問にお答え申し上げます。

今回の備品の選定に当たりまして、要するに一般競争入札、価格のみの競争だけでやらなかったのかと、なぜ総合的な評価の伴うプロポーザル方式を導入したかというようなことでございますけれども、備品の選定方法といたしましては今言ったような形の価格だけの一般競争入札もあるかと存じます。これについては、型番等を指定してそれに見合ったものをいろんな業者から納入してもらおうということでございますけれども、こういった場合はなかなか、先ほどもちょっと話したのですけれども、新火葬場の設計のコンセプトですとかそれらの調和ですとかデザインだとか、そういった面での優劣というのは非常につけづらいというようなこともございます。そういったことで、

いろんな提案を受ける中で総合的に評価をして、一番いい業者に一番いいものを納めてもらうというような形のこういった方式を選定をさせていただき、実施をさせていただきました。

関連ございますので、若干前後しますけれども、こういった中で今回は指定型のプロポーザル方式という方式で実施をしたということでございまして、具体的に申し上げますと、組合を構成します市町に物品の製造販売社、一般家具だとか事務用家具として入札参加資格申請書を指定しております業者のうち関東地方1都6県に主たる営業所等がある業者、これ69社ございます。うち24社がこの組合管内の市町の業者でございまして、ここに対しまして参加の意向調査、アンケート調査でございすけれども、これを実施したところ、13社からこの段階では参加したいという意向がございました。この13社の内訳でございすけれども、組合市町内の業者が7社、それから埼玉県内から4社、他の都県から2社ということでございました。この13社に対しましてプロポーザルの実施要綱に基づきまして企画提案書の提出者としての指名をさせていただきました。そういった中で、いろいろ辞退等もあったわけでございまして、5社が辞退いたしまして、1社がこれとは別に儀式用備品というのですか、のみ提案ということでございまして、この椅子、テーブル等の備品につきましては6社から提案があったわけでございます。この6社の内訳でございすけれども、組合市町内からは2社ございました。埼玉県内からは3社、県外が1社ということでございまして、先ほども話しましたように総合評価、プロポーザルを行いました結果、結果的に県外業者ということでこの天童木工が選定されたということでございます。

それで、天童木工が先ほど大野議員が調べられたさいたま県産木材認証のあれを受けていないのではないかというご質問でありまして、多分そのとおりだと思います。しかし、この業者は秩父産材をこちらで買って、向こうに持ち込んで天童木工独自の技術、薄く杉材をスライスして、圧密加工というのですか、それを成形して家具をつくるという技術でございすけれども、それでやりたいというご提案ございまして、それもできるということでございましたので、秩父産材の地場産業の振興等にもつながるということで、非常に高い評価を受けたということでございます。

なお、随意契約の話なのでございすけれども、これは随意契約そのものでいくと備品購入ですと80万円というものでございすけれども、これは総合評価のプロポーザルを実施する中で、契約形態としましては自治法施行令を、この167条の2ですか、の第1項第2号に基づく契約に最終的にはなるという形でございます。

以上でございます。

議長（小菅高信議員） 大野議員。

10番（大野伸恵議員） 大変ありがとうございました。

最終的に残った6社の中なのですが、その中で都内の方が一番優秀だったということなのですが、私が県の林業関係の職員に聞いたところによりますと、埼玉県内でも帝国器材さんだとかというところかなり全国的規模で仕事を行っているところもありますし、近いところでは授産施

設の川本の川本園というところで埼玉県武道館のベンチ、椅子、テーブルとかをつくっていて、小中学校の机、ロッカーとかというのもつくっているというお話も聞きました。そういう中で、私どもの横瀬町、それから秩父市の中にも今年4月に秩父商工会議所とか秩父商工会議所の建設部会長さんから要望書、こういうのが毎年毎年出ています。優先発注について、分割発注について、入札最低制限価格について、地域貢献についてということで、秩父圏内の業者を使っていたきたいということが毎年毎年各議会に出ていると思います。その中で、余り難しい特別なものを使うと後年に対しても、それが壊れたときにまたそこに頼むということで、維持管理費が高くなると思いますので、できれば余り特異なものではなくて、最少の経費で最大の効果を上げるべきものにしていただければ、余り特別なものをお願いする必要はないと私は思っています。住民の方は、この地域の施設が最少の経費で最大の効果を上げるものを望んでいると思いますので、その点どうでしょうか。せめて埼玉県内のものを使うというようなお考えというのはどなたもおっしゃる方はいらっしゃらなかったのかお聞きしたいと思います。

以上です。

議長（小菅高信議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 大野議員の再質問でございますけれども、事務局サイドではやはり秩父地域の業者にできればとってもらいたいという気持ちもございました。しかし、ルールでありますので、この参加登録制度等もございますので、そういったところにお声かけして、それで回答して、できるとかできないとかということでの当然アンケートもやっておりますので、手順を踏んでやりますので、なかなかルールを崩して契約をしていくというのは難しいかと存じます。

その中で、やはり心配されました耐久性の問題ですとか、特注品で後の維持管理が大変ではないかというようなお話もあったのですが、天童木工につきましては型番でやっているのです。型があって、それを長い間斎場ですとか官公庁に納入しておりますので、当然型番でやっておりますので、維持管理ですとか、そういった面には問題なく対応できますし、非常に耐久性も高いということで高い評価を得ている事業者でございます。こういった例言っているのかどうか分からないのですが、宮内庁の御用達の会社でございますので、非常に信頼の置ける会社であるというふうにご考えておるところでございます。

議長（小菅高信議員） 10番、大野議員。

10番（大野伸恵議員） ありがとうございます。

では最後に、1点だけお聞きします。この契約の期間なのですが、納期が9月30日になっております。しかし、10月1日からは暫定の開始ですので、納期を3月31日ということにした場合にはほかの業者もできるというふうなことはあったでしょうか。今まであった備品をちょっと使っておいて、納期を3月にすれば、ほかの業者もできるのかなというふうな、納期内に間に合わないから辞

退したということはなかったですかということです。そして、例えばこのテーブル等の備品についての226台とかというのは納期が間に合わないかもしれませんが、4台とか2台とか8台、3台とかというものについては、できればこういう分割発注をお願いしますということが出ていますので、この納期についてはどうだったでしょうか。1点教えてください。

以上です。

議長（小菅高信議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 納期の問題でございますけれども、これにつきましてはやはり10月1日にどうしても新しい斎場には新しい備品でやりたいということがございましたので、これを条件につけて今回のプロポーザルを実施したということでございます。確かにそういう形で分けて、数が少ないものについてはほかの業者でもできるのではないかとということかと存じますけれども、やはり全体の統一性だとか、そういった問題もございますので、そういった期限を設けさせていただいて、このプロポーザルを実施したということでございますので、ご理解いただければと存じます。

議長（小菅高信議員） ほかに質疑はございますか。

5番、斎藤議員。

5番（斎藤捷栄議員） 2点お伺いしようと思っておりましたが、1点の契約の問題は公正性、透明性の確保の問題からいろいろお伺いしようと思いましたが、プロポーザルということで説明がありましたので、了解をいたしました。

もう一点は、簡単な質問なのですが、表面材は秩父地域産材がほとんどなのですが、告別・収骨室のベンチのみホワイトビーチという聞きなれない、私も木材を扱ってきた人間であります、ホワイトビーチというのは残念ながら知識の中にありません。なぜこれがこういうふうになっているのか、秩父産材でないのか、そしてホワイトビーチが選択されている理由について1点確認しておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（小菅高信議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 斎藤議員のご質問にお答え申し上げます。

この議案第21号参考資料に備品の一覧表ございますけれども、この告別・収骨室のベンチ、これ3人がけでございます。このベンチが8台入るのですけれども、この表面材がホワイトビーチということでございまして、これはブナ材だということでございます。なぜかという、これは非常に長いスパンを有しているベンチ、3人がけでございますので、途中で足がないということで、強度の問題もあって杉材の圧密加工した成形材ではちょっともたないということで、よりかたい部材のブナ材を使って加工をして製作するという、こういった仕様となっているというものでござ

います。

議長（小菅高信議員） 5番、齋藤議員。

5番（齋藤捷栄議員） 伺いました。ただ、スパンが広いからということになりますと、こもればモールのベンチほうがスパンが広い。それについては、どういうふうに理解したらいいのでしょうか。

議長（小菅高信議員） 事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 再質問でございますけれども、ちょっと構造的に、物を見てもらうとわかるのですけれども、こもればモールのベンチにつきましては下に枠組みがしっかりできて、その上に座る部分ができているということで、全体でもたせる形になっておりまして、この私どもの杉材の加工技術で十分強度に耐えるという確証をいただいておりますので、そういった形の仕様とさせていただきますというものでございます。

議長（小菅高信議員） ほかに質疑ございますか。

15番、神田議員。

15番（神田 武議員） 物品の場合は、随意契約は80万円以下、それでプロポーザルといううまい方式を使って2,500万円、この内容がよくわからないのです、これだけでは。だから、点数をつけていろいろ検討した結果、ここに決まったと。だから、プロポーザルの評価表を欲したいと、こうお願いしておいて、当日配るからと、こういう話だったのですが、けさお願いしたのですけれども、配れないと。何で配れないのか、これが1点と。

それから、評価というのは非常に曖昧というか、どうにでもなるのです、やり方で。これも大体話を聞くと内部だけで評価したと、こういう話なので、ここに物品の名称と数が出ているのですが、この単価が幾らというものもみんな出てきてやっているのか。これ非常に豪華で高いと思うのです、1品1品が。それで、埼玉県でも秩父郡市の住民の所得は県内でも最低に安いのです。これは、全部税金でやることなのです、事業者のものを。利用者からは使用料のごく一部をいただく。民間の葬儀場と同じような物品で私はたくさんだと思うのです。そういうものにどうして留意を置かなかったのか。この住民の所得と秩父管内の葬儀場の物品ぐらいのものでいいのではないかという考えには久喜管理者にお伺いをいたします。

議長（小菅高信議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 私もこの内容をちょっと見させていただいて、それぞれそんなに桁外れに高いとか、そういうものではなくて、いわゆる汎用型で使いやすいというふうなことであり、秩父産の木をこういうふうな形で、ホワイトビーチ以外はほとんど秩父産の木ということになりますので、適切になさっていたのではないかなと。プロポーザルというのは、市のほうでもほとんど今プロポーザルでいろんな事業を行っていますけれども、それぞれ十分評価を得られているというふうに私は秩父

市の場合見て感じておりました、今回もプロポーザルということですので、この状況は問題ないのではないかなというふうに思っております。

以上です。

15番（神田 武議員） 休憩してください。

議長（小菅高信議員） 休憩ではなくて、それでは資料の提出がなぜできなかったか。

15番（神田 武議員） それと、この物品の明細、椅子が1個幾らとか、こういうのがあるのかどうか。

議長（小菅高信議員） では、休憩します。

休憩 午後 零時20分

再開 午後 零時23分

議長（小菅高信議員） 再開します。

15番、神田武議員。

15番（神田 武議員） ただいまのプロポーザルの評価点数表と、ここに配られている物品の各単価を出していただければと思いますが、議長、お計らいをお願いいたします。

議長（小菅高信議員） お諮りいたします。

ただいま15番、神田議員から当局に資料の提出を求めることについて発言がありましたのですが、これについてご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） その前に、事務局から出せるか、私さっきから聞いているのだけれども、出せる資料と出せない資料があると思いますので、神田議員からは先ほど単価まで入れたものを全部出せということでしょうけれども、それが出せるか出せないかわかりませんが、これらについて一応こちらの答弁というか、話を先に求めてから採決をしたいと思います。

事務局長。

（森 真太郎事務局長登壇）

森 真太郎事務局長 提出の資料でございますけれども、今話ございましたプロポーザルの評価基準表というのは問題なく出せるということでございます。

それから、各委員が評価したものの、点数も、これ問題ないのですけれども、最優秀者以外の業者名については伏せて出さないと問題ございますので、それは墨で消して出ささせていただければというふうに考えております。

それから、契約の単価、これ積み上げでやっていますので、当然個々の単価出ておりますので、

公表については、もう仮契約済んでおりますので、問題ないというふうに考えております。

議長（小菅高信議員） それでは、今の発言を正式に取り上げます。

お諮りいたします。ただいま15番、神田議員に関する資料要求について、当局の資料提出を求めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 異議なしと認めます。

よって、当局に関して資料の請求をすることに決しました。

これは、今出してもらわないと質疑がとまってしまうのかな……ちょっと休憩します。

休憩 午後 零時26分

再開 午後 零時35分

議長（小菅高信議員） 再開いたします。

資料が提出されましたので、先ほどの続きの質問を神田議員にもう一度質問があれば許します。

15番、神田議員。

15番（神田 武議員） とっさにもらって、いろいろ今見ているところなのですが、高いのか安いのかなかなか見当がつかないのです。ただ、全体からして火葬場に沿うようなものなのか、それにまして高級なものなのか、それで先ほどの答弁でも宮内庁御用達の業者だと。この秩父の火葬場につくる業者が日本で最高のそういうものでいいと思わないのです。これ私もよくわからないのだけれども、秩父の住民が見て、そんなに特別立派なものではなく、秩父の地域に見合うぐらいな単価の製品だと、このように理解してよろしいですか。

議長（小菅高信議員） 管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 秩父の地域住民が満足していただける、そして高くもなく、立派過ぎでもなく、華美でもなく、適切なインテリア製品だというふうに思っておりますので、当局で十分精査した結果でございます。どうぞそれをご納得、ご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（小菅高信議員） ほかに質疑のある方はございますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） ほかに質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省

略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(小菅高信議員) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

それでは、討論があるようですから、討論を認めます。

討論は、まず反対の討論からさせていただきます。

10番、大野伸恵議員。

(10番 大野伸恵議員登壇)

10番(大野伸恵議員) 済みません。議案第21号に対し反対の立場から討論させていただきます。

事務局の方の大変なご苦勞には感謝しておりますが、国及び地方公共団体が行う契約は入札によることが原則でありとありますので、原則どおり入札すべきと考えます。公共事業で行う工事については、より透明性を高めるために一般競争入札もしくは指名競争入札で行うのが妥当と思いますので、この21号に対しては反対の立場で討論とさせていただきます。

以上です。

議長(小菅高信議員) 次に、賛成の討論がございましたらお願いいたします。

1番、江田議員。

(1番 江田治雄議員登壇)

1番(江田治雄議員) 1番、江田です。私は、この第21号に賛成の立場から討論したいと思います。

先ほど執行部のほうから説明があったとおり、この部材につきましては表面に秩父の杉を使って加工したものをを使うということで、若干金額はやはり一般の量産品とは違って高価だと私は個人的には思います。しかし、齋場そのものをプロポーザルで立ち上げまして、建設に至ったわけであります。そういった中で、人生の終えんのかとしてふさわしいものをこの第2回の選定委員会の中で協議をし、慎重に決定した経緯が見受けられます。そういった中で、この契約、妥当なものとして賛成の立場から討論します。

以上です。

議長(小菅高信議員) ほかに討論される方はございますか。

(「なし」と言う人あり)

議長(小菅高信議員) ほかに討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

議長（小菅高信議員） 起立多数であります。

よって、議案第21号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小菅高信議員） 次に、議案第22号を議題といたします。

当局の説明を求めます。

水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 議案第22号 平成28年度秩父広域市町村圏組合水道事業会計補正予算（第1回）につきましてご説明を申し上げます。

議案書の13ページをお開きください。今回の補正は、人件費について給与改定に伴う不足分の増額及び支弁費目の見直しに伴う予算の組みかえのほか、委託料等について補正するものでございます。

第1条は省略させていただきます。第2条は収益的支出についての補正でございます。第1款第1項営業費用を5,459万8,000円減額補正するものでございます。主な支出といたしましては、給与や手当、法定福利等の人件費7,142万6,000円の減額でございます。人件費の補正につきましては、当初予算の編成作業が昨年10月であり、人件費等の改定分を見積もることができなかつたため、今回不足分を補正するものでございます。また、職員の支弁費目でございますが、職員の配置等の体制について予算編成時においては明確になっていなかったため、平成27年度の各水道事業の人件費、支弁費目のまま編成作業を行わざるを得ず、支弁費目間で偏りが生じておりました。このため、人件費改定等による不足分と併せ支弁費目の調整を図るため、人件費の補正を行うものでございます。その他の補正といたしましては、主なものとして中長期施設維持管理計画策定業務委託料1,000万円、経営戦略策定業務委託料615万6,000円でございます。

次に、第3条、冒頭の記述は資本的収入が資本的支出に不足する額の補填財源に関する内容をそれぞれの項目と金額について補正するものでございます。

次に、その下段にございます資本的収入の第1款第1項企業債9,000万円の増額でございますが、先般国の交付金の内示があり、対象事業の変更があったため、一般会計出資金のうち管路耐震化出資金について出資債の対象外となり、収入が見込めなくなったもので、この分について追加の企業債を起すための補正でございます。

なお、これに関しては一般会計出資金を同時に減額すべきところではありますが、交付金補助事業に対する出資金についても最終的な金額が確定していないこともありますので、今後出資金全体の金額が確定次第減額補正を行う予定でございます。

次の資本的支出の第1款第1項建設改良費8,061万6,000円の増額でございますが、収益的支出で

もご説明をいたしました。人件費8,061万6,000円の増額でございます。これは、給与改定分の増額のほか、収益勘定から資本勘定へ9名をつけかえ、16名としたことによるものでございます。

次に、第1款第2項企業債償還金383万3,000円の増額でございますが、昨年度横瀬町水道事業で借り入れた企業債について、当初予算編成時30年償還、元金5年据え置きを予定していたところ、融資先の借り入れ条件によりまして10年償還で元金据え置きなしとなったため、不足分を補正するものでございます。

また、別冊補正予算に関する説明書の1ページから4ページには実施計画、5ページには予定キャッシュフロー計算書、6ページから7ページは給与費明細書、9ページから10ページには予定貸借対照表当年度分、11ページから12ページには注記がそれぞれ記載してございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で議案第22号のご説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（小菅高信議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

5番、斎藤議員。

5番（斎藤捷栄議員） 5番の斎藤です。提案に従って3点の質問をしたいと思います。

第1点は、第2条、収益的支出の予定額5,459万8,000円の減額であります。この構成は人件費の7,142万6,000円の減額と1,682万8,000円の委託料の増額の差し引きとなっております。このうち委託料の内容について、若干説明がありましたが、もう少し詳しい説明と委託先についてご説明をいただきたいと思っております。これが1点。

2点目、第3条、過年度損益勘定留保資金であります。収益的収支不足額にこれを充当するというふうになっているわけですが、555万1,000円減額をされ、9億6,740万8,000円とされているわけであります。今回の補正によって過年度分損益勘定留保資金の補正後現在高は幾らになるのかお伺いしておきたいと思っております。

3点目、第3条、資本的支出、第1款第1項建設改良費の8,061万6,000円は、満額説明のとおり人件費補正です。さきに1番目の質問で伺った収益的支出においても人件費比率が非常に高い補正となっております。全体としての増減では、説明書6ページの給与費明細書のとおり、919万円の人件費増額補正となっているわけであります。

そこで、改めて確認のためお伺いいたしますが、給与費明細書上では9名の職員が損益勘定支弁職員から資本勘定支弁職員へと異動をして、それに伴って919万円の増額、1名当たり概算約100万円の増額というふうになっているわけですが、その増額の根拠と、そもそも損益勘定支弁職員と資本勘定支弁職員のこの定義の違いなどについて改めてお伺いしておきたいと思っております。

以上、3点です。

議長（小菅高信議員） 水道局長。

(高野明生水道局長登壇)

高野明生水道局長 斎藤議員のご質問3点について順次お答えいたします。

まず、1点目の人件費につきましては、斎藤議員のおっしゃるとおりでございます。

続きまして、2点目の損益勘定の留保資金の関係でございますが、平成27年度の決算が確定しておりませんので、概算額としてお答えをさせていただきますが、平成28年度当初における損益勘定留保資金は約19億6,000万円となっております。

続きまして、3点目の人件費の根拠でございますが、こちらは職員の異動、それから給与改定に伴う分でございます。

また、3条、4条の収益勘定から資本勘定への9名のつけかえでございますが、当初28年度予算の作成時におきましては、先ほども申し上げましたが、各市町の今までおる職員をそのまま当てはめたということがございました。今回の補正では、平成27年3月に策定いたしました秩父地域水道事業広域化基本計画、財政収支の中で基本事項がございますが、この中で、統合後の職員につきましては収益勘定の職員35名、それから資本勘定の職員は16名ということが規定されておりますので、こちらのほうに割り振った関係での異動でございます。

以上でございます。

(何事か言う人あり)

高野明生水道局長 大変失礼いたしました。先ほどの委託の内容でございますが、まず1点目の中長期施設管理計画策定業務委託につきましては、施設の統廃合に向けた将来計画に沿って施設ごとの常駐の必要性や点検等のあり方、維持管理等、日常的な業務の省力化を見直し、全体の管理負荷を軽減するためのシステムを整備するほか、委託業務を再編するための全国的な水道施設維持管理にノウハウを持つ事業者の診断、助言を受けるための委託でございます。

また、もう一点の経営戦略策定業務委託につきましては、総務省が平成26年8月に各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくためには中長期的な基本計画を立てる必要があることから、平成30年までに策定するよう要請しており、策定に当たっては、財政支援措置が設けられております。内容といたしましては施設等に関する投資及び財源の見直しを試算した計画を構成要素とし、投資以外の経費も含めた上で収支が均衡になるよう調整した計画を策定するものです。また、組織の効率化、人材育成や広域化、経営健全化等の取り組みについても記載することが求められております。

また、1点目の委託先につきましては、民間企業ではなく、ある程度公的な業者に委託ということで考えております。

以上でございます。

議長(小菅高信議員) 5番、斎藤議員。

5番(斎藤捷栄議員) 委託先については、今説明のあったとおりでありまして、具体的にまだ決ま

っていない、検討をしているということでありました。これつきましても速やかに報告をいただくとありがたいと思います。

それから、2番目の損益勘定留保資金の問題であります。大変決算の場合でも問題になるのですが、数字としてきちっと出てこないのです、なかなか。決算書見ても、なかなかやっぱりこれが幾らになっているのかというのがわからない。そういう性格のものでありますから、一度はきちっとやはり表示をして、当年度発生分が幾ら、当年度充当していわゆる償却といいますか、使った分が幾らということで整理をしていくと、毎年残高が幾らという、当年度当初額が幾らあるのだということがつかめるわけでありますから、できるだけ早目に決算が済みましたらこれはやはり明らかにしておいてほしいと思いますので、要望しておきます。

それから、最後の質問ですけれども、給与総額が919万円増額になっています。これについては、増額については給与改定があったためというふうに理解していいのかどうか、1点。

それから、もう一つは、私の聞きたいことはどういうことかといいますと、3条職員、それから4条職員、要するに損益勘定支弁職員なのか、資本勘定支弁職員なのか、これが3条職員、4条職員ということになるのだらうと思うのですが、それがどういう区分けで、それで具体的にその職員たちはどういう仕事に当たる者が3条でどういう仕事に当たる者が4条なのだというのが、これがなかなかやっぱり理解できないわけです。ですから、そここのところをお伺いしておきたいと、こういう意味で質問をしておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（小菅高信議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 斎藤議員の再質問でございますが、補正の中身につきましては、給与の改定分と、それから職員の支弁費目の変更ということでございます。28年度の当初予算を編成する段階では、先ほどもちょっと申し上げましたが、昨年10月に編成する関係上、平成27年度の各4事業体の予算書をもとに作成いたしました。この27年度の予算書と申しますのは、実際には26年度の予算の中身、それから26年度の決算に基づき作成しておりますので、27年4月1日に異動がありますと、その分だけどうしても変更があります。例えば等級の少ない2級、3級職員と5級、6級の職員が入れかわった場合には、そこでかなりの差が出ますので、平均すると100万円という単位になりますが、実際には職員のそういった異動も含めた給与の改定分ということでご理解をいただきたいと思っております。

それから、3条、4条の職員の区分けでございますが、3条につきましては、主に水をつくってそれを販売する経営に関する職員、4条につきましては工事を担当する職員というふうに大まかには考えていただければと思いますが、よろしく願いいたします。

議長（小菅高信議員） ほかに質疑をなさる方はおりますか。

15番、神田議員。

15番（神田 武議員） 今の委託の件であります、厚生省、国から公的な機関に委託するようというふうな説明があったのですが、これでは全国同じような案が市町村の名前だけ使って出るとい
うのが今まで非常に多いのです。これ国の言うとおりにやらないとだめなのですか、それとも自
分の水道の業務は自分のところで一生懸命考えて改良するというのが筋だと、この1点もあるの
ですが、その点についてお伺いしたいと思います。

議長（小菅高信議員） 水道局長。

（高野明生水道局長登壇）

高野明生水道局長 神田議員の国の関係の業者に委託をしなくてはならないかというご質問ですが、
国の指定された業者というわけではございません。現在委託につきましては民間、それから公的な
機関等多方面で行っていますが、今回の委託につきましては我々水道局職員が公的な部分におりま
すので、民間の意見だけを聞くのではなく、公的に、全国的な事業者の診断、助言を得られる業者と
いうことで考えております。

議長（小菅高信議員） ほかにありますか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） ほかに質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略い
たしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（小菅高信議員） 起立総員であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（小菅高信議員） 次に、議案第23号を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、荒船功君は退席をお願いいたします。

（8番 荒船 功議員退席）

議長（小菅高信議員） 当局の説明を求めます。

管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 では、議案第23号の説明をいたします。

議案第23号 秩父広域市町村圏組合監査委員の選任について。当組合監査委員のうち組合議会議員選出の監査委員につきましては、荒船功議員に務めていただいておりますが、6月7日付で組合議会議員を辞職されたことから、現在欠員となっているところでございます。

そこで、議員選出の監査委員に同日付で秩父市議会において当組合議会議員に選出された荒船功議員を議会の同意を得て選任したいため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき提案するものでございます。

荒船功議員は、秩父市大野原1041番地にお住まいで、昭和14年1月5日生まれ、現在77歳でございます。

よろしくご審議をお願いをして、同意賜りますよう重ねてお願いいたします。

以上です。

議長（小菅高信議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案第23号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（小菅高信議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

議案第23号を採決いたします。

本案は、これを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(小菅高信議員) 総員起立であります。

よって、議案第23号はこれを同意することに決しました。

8番、荒船功君、入場をしてください。

(8番 荒船 功議員入場)

○議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(小菅高信議員) 次に、議案第24号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

管理者。

(久喜邦康管理者登壇)

久喜邦康管理者 議案第24号の秩父広域市町村圏組合公平委員会委員の選任につきまして説明をいたします。

本組合公平委員会委員である南昭さんにつきましては、本年7月31日で任期満了となるため、新たに浅見雅夫さんを議会の同意を得て選任したいため、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき提案するものでございます。

浅見雅夫さんは、皆野町大字皆野499番地9にお住まいで、昭和25年3月10日生まれの満66歳でございます。現在株式会社浅見商会代表取締役の職につかれており、皆野町公平委員会委員も務めていただいております。地方公務員法に規定する公平委員会委員の選任基準である人格が高潔で地方自治法の本旨及び民主的で効率的な事務処理に理解があり、かつ人事行政に見識がある者に合致する方であると存じます。

なお、委員の任期ですが、地方公務員法第9条の2第10項の規定に基づき本年8月1日から平成32年7月31日までとなります。

よろしくご審議をいただき、ご同意賜りますよう重ねてお願いをいたします。

以上です。

議長(小菅高信議員) 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑ございますか。

(「なし」と言う人あり)

議長(小菅高信議員) 質疑なしと認めます。

以上で議案第24号に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(小菅高信議員) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論ございますか。

(「なし」と言う人あり)

議長(小菅高信議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

議案第24号を採決いたします。

本案は、これを同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(小菅高信議員) 総員起立であります。

よって、議案第24号はこれを同意することに決しました。

○閉会の宣告

議長(小菅高信議員) 以上で今期定例会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、秩父広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 1時07分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年7月8日

議 長 小 菅 高 信

署名議員 内 藤 純 夫

署名議員 大 野 伸 恵

署名議員 若 林 光 雄